

## 第2回 函館市市民後見推進検討委員会 会議録

- 開催日時 平成26年2月28日（金） 18:30～
- 開催場所 函館市総合保健センター2階 健康教育室
- 議事
  - (1) 先進地調査の報告について
  - (2) 市民後見人養成に向けた検討事項について
  - (3) 今後の予定について
  - (4) その他
- 出席者

委員	岩崎清委員長，平井喜一副委員長，小長井朗委員，長谷山哲平委員，所輝美委員，尾形永造委員，河村吉造委員，鈴木崇宏委員，多田祖三委員，湯淺弥委員，松木俊樹代理，佐藤悠子委員，金成恵美子委員，安司悠子委員 (計15名)	
報道関係	函館新聞社	
事務局	成澤 俊也	保健福祉部高齢福祉課長
	鍋島 康文	保健福祉部障がい保健福祉課課長
	天羽 悦子	保健福祉部参事（3級）
	谷 孝嗣	保健福祉部亀田福祉課長
	黒田 育生	保健福祉部高齢福祉課主査（介護予防・認知症担当）
	塚本 哲路	保健福祉部高齢福祉課主査（高齢者・介護総合相談窓口）
	井戸 浩嗣	保健福祉部障がい保健福祉課主査（相談支援担当）
	境 国巳	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	岩島 貴寿	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	坂野 真規子	保健福祉部亀田福祉課主査（相談窓口）
	伊東 篤	保健福祉部亀田福祉課主査（相談窓口）
	手塚 加津子	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	松本 英里	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	棚上 大輔	保健福祉部高齢福祉課（高齢者・介護総合相談窓口）
	代嶋 亜耶乃	保健福祉部障がい保健福祉課（相談支援担当）

- 議 事
  - 1 開会 （黒田主査）
  - 2 挨拶 岩崎委員長挨拶

### 3 議事

#### (1) 先進地調査の報告について

(成澤課長) (東京都 調査資料により報告)

(黒田主査) (小樽市 調査資料により報告)

(尾形委員)

・渋谷区のセンターだが、市民後見の活動内容だが、個人後見から社協が後見監督人とのことであるが、社協自体が法人後見をしていると理解していいのか。

基本は、市民後見人が、個人で家裁から選任されると考えていいのか。

(成澤課長)

・個人で選任をされて受任をする。そして、後見監督人が社協で、と言う形で、法人後見という形ではない。

(尾形委員)

・社協が法人として監督人をやるということですね。

(成澤課長)

・そのとおり。

(尾形委員)

・大体皆さんそうなりますと、品川にしても小樽にしても、法人後見がバックにあると考えるといいか。

(成澤課長)

・市民後見人が個人で受任をするにしても、たった1人で受任するのではなくて、東京都の2カ所については、社協と一緒にセットになって受任をするという形ですし、また、小樽の場合には、法人後見ということで社協が受任をして、そのスタッフの一員として市民後見人の養成講習を受けた者が仕事をする、という形をとっている。

(尾形委員)

・ありがとうございました。

(岩崎委員長)

・参加された方で、ご感想等ありませんか。

(長谷山委員)

・東京の方に行かせてもらった。その時に思ったことが3つ程あった。

1つめは、市民後見養成講座を受講した後のフォロー体制がかなり重要で、ウェイトを占めるなど、感じた。

2つめは、最初から市民後見人を何十人も養成するよりも、渋谷区のように少人数の市民後見人の養成から徐々に状況をみながら、数を増やしていくのがいいのかな、と思った。

いろんな各地の取り組みを見た課題の一つに、市民後見養成研修を受けたはいいけれ

ど、結局、後見人として活動できない、とその市民後見人の方が不満を抱いているという市町村も目にしたことがあるので、あまり数を増やすというのは避けた方がいいのではないかと、思う。

3つめは、渋谷も品川も地域で活動しているケアマネジャーや包括の職員とすごく連携がとれているな、と思った。

私たちの包括も年々後見人に関する相談も増えてきているし、月に大体100～150件くらいの新規相談を振り返ってみると、やはり10%程度の方達が、もの忘れに関する何かしらひっかかってくるな、と思っている。今後も6センター内の、特に社会福祉士の職種は、もっともっと後見について勉強しなくてはと思うし、連携というところでスキルアップしていきたいと思った。

(岩崎委員長)

・私も東京都の渋谷区と品川に行ってきた。先程、事務局側からも話はあったが、感想として区内の身寄りのない認知症高齢者、障がい者のためのこれから増大するであろうセーフティネットとして、積極的に法人後見として取り組んでいきたい、というのが伝わってきた。

市民後見人の養成、位置づけですが、特に品川区で、市民後見人の位置づけ、活動としてのとらえ方としまして、市民後見人は、専門職後見人を補う、補完ではない、ということをしちっと位置づけながら、地域で必要とされる新たな第三者後見人として位置づけていきたいと、それに向けての取り組みも地域ぐるみでの活動、生活支援をどう進めていこうかということを中心に狙いとして、その市民後見の養成、そして、活動の活性化をしている、と。また、それを活動すべきにおける後見センターとしての足がかりとして、非常に貴重なものだと思っ止めている。非常に私自身も、得るものが多かったと思っている。

それともう一つ大切だと思ったことがありますけど、後見センターを立ち上げました。それを安定して継続的に進めていくためには、なんと言ってもその辺の人材の確保、そして、専門職等の職員をどのように配置できるか、と真似できるか、それをどう担っているか、というような運営にかかるような人とお金、財源の確保ということが、自分の課題になるだろうと思う。

ここまで、一緒に取り組んできて、今後ここまで人材確保して、予算確保して・・・というのは難しいと思うが、この辺の人材確保、予算確保をどういうふうに求めていくのか、ということが非常に重要な課題なのかな、という印象を受けました。

(平井副委員長)

・私も小樽に行ってきたんですけど、全国各地からいっぱい視察に来ているということは、おっしゃっていた。けれども、必ずしもいいことばかりではない、いろいろ大分苦勞していることもあるということで、そういう話も聞いてきました。

では、その苦勞というのは、一つは、長谷山さんが申し上げた、いっぱい養成した、だけど、なんで俺をいつまでもまわさないんだ、とか、件数が少ない、というような不満が出てきてしまう、というようなこと、をおっしゃっていました。

それから、今の委員長の予算の話ですが、これは市の方が財政問題を抱えている訳なんですけど、想定以上にやはり、いろいろお金がかかる、予算事項がどんどん膨らんでいくと。それと、人材確保するには、お金を当然払わないとならない、それが悩みになっていると、なるほど今の話に共通しているなと思いました。

小樽は、品川、渋谷と違いまして、市民後見人というより、補助人的な立場に市民を置いて活動してもらっているんですが、補助というのが単なる補完ではなく、地域に必要とされる市民像という部分と、どうしても単なる補助順番からいうと、ずれてきてしまっているというところが、課題になっているというようにおっしゃってまして、やはり、市民後見人像を築くことが、非常に重要な、と感じました。

特に、小樽のセンターも見てきたんですが、非常に忙しそうに、電話がしょっちゅうかかってきていまして、職員の方がみんな忙しそうにしていたんですね。予算費用をみても、それなりに人数の割には、それ相応の予算もかかっていることからすると、後見人のスタイル、市民の方が個人後見になって、社協が法人で監督人としてバックアップするスタイルは、非常にバックアップがものすごく大変だという印象がある。

小樽のように、業務支援員的な立場に、つまり、事務作業ばかりが、市民の方が中心になるというスタイルをとっても、それでもやはり、バックアップする社協の労力や予算はものすごくかかるだろう、というのは変わりはないのかな、印象は受けました。

そういう意味で、市民後見像をどういう風にすればいいのかということは、はじめにしっかり制度設計して、先程おっしゃったように少数精鋭からしていけばいいのかな、という印象を受けた。

### (三國委員)

・私は、小樽の方に行かせて頂いた。社協と言うことで、函館の場合、こういう風になったらどうなるのか、と思いながら、見させてもらったが、やはり市民後見人と言うことで養成していくにあたり、事前説明会というのとはとても重要なのではないかと、聞いてきた。

小樽の場合は、業務の支援、サポートという形でしたけれど、内容をしっかり把握した上で、受講して頂くというのは大切です、実際に業務支援していく中で、人対人という部分がでてくるので、応募資格のところ載せていくのは難しいのかもしれないけど、熱意だけでは難しいんだよ、ということを実前説明会に触れられていくスタイルが大切だな、と思った。

### (湯浅委員)

・小樽の方に行かせて頂いた。勉強不足だったんですが、勉強不足なりに、見ていた文献は、大阪での市民後見養成の文献だったのですが、そこ大阪は個人後見をいかにどう作っていくかというところを議論しながら、養成していった、という様子を読んでいった。

小樽の法人後見というのは、違って見えました。大阪の本を読みながら、ほんとに養成は大変だな、と。大阪は、個人後見なんだけれども、そのフォローも結構大変だな、とその本を見ると。小樽を見ると、やはり法人として後見を見ていくのもこれもまた、大変だな、と感じた。函館のこの地域にあった実情にあった市民後見像をどういう形で作っていくのか、それをしっかり議論しないと、ちょっとずれてしまうのかな、というのをすごく感じました。

制度設計という話をされましたが、様々な財政事情とか、またニーズであるとか、いずれにしても、市民の目線に立った形が市民後見人を養成するっていうことが大きなポイントだと思う。専門職後見人の補完ではないというような観点にたつて、それを函館の地でどのような形が最もふさわしいのか、いずれにしても法人後見になった場合、その法人が今現状としてはかなり、難しい条件があるのかな、それをまた、作り出していかなければならないので、総合的に見てどう作っていくのか、というところが、繰り返

しますけれども、その後見像をしっかりと固めていく必要があるのかな、と強く思った。

(安司委員)

・小樽に行かせて頂いた。

私は、お母さん方の声を頭に入れながら、いろいろ伺ってきた。

お母さん方の考えは、一番心配なのは、親亡き後のどういう風に委ねていくか、というのが悩みでありまして、今回の市民後見については、非常に喜んでおりますけれども、その影にいろいろ新聞沙汰になっているいろんな問題が頭の中にクローズアップされて、負のイメージが強いものですから、そういうことも含めて、伺ってみたいと思い、行ってきた。

一市民が、何の法律の知識もなく、何十時間かの講習で、こういう重要なポスト、役割を担うという、とても大変なのでは、と思う。

小樽の、大切な部分、財産の移動とか、そういうふうなものについては、専門職の方に委ねて、当事者と専門職の方の間を取り持っているのが、市民後見人という印象を受けた。

小樽の場合は、認知症が58.15%、精神が8.8%、知的障がい者が5.0%というパーセンテージで、今現在は、老人が多いようなんですけど、例えば、品川区で実務研修というのを、これにも載っていますが、精神の場合は、感性が突出している部分があって、非常に難しい。また、一つの波がありまして、その波が非常に動きやすい、その感情もいろんなアクシデントがあると動かされやすい、そういうものがあるので、その実務経験をどの位、理解するために、大切なことではないか、と。

小樽では、まだ、やっていますよって形ですけど、どの位やっているかってことについては、ちょっと疑問に思うところがあった。あとは、市民の後見ですから、やはり、お母さん方が心配するのは、その人と相性が悪かったらどうするの?とか、そういう単純な質問も受ける。やっぱり、人となりとか、その人の生き方とか、人間性とかが問われる。それをどういう風に見極めていくのか、面接などもあるようですが、それもなかなか難しいっていうか、そういうところが、難しい問題だな、ととらえてきた。それで、お母様方に報告しましたら、「うーん」と、自分の不信感というか、そういうものが大きくクローズアップされているものですから、すんなりと入っていかないで、こういう会議がある度に、報告させてもらって、お母さん方の理解を得ていきたいと思っている。

(小長井委員)

・渋谷区と品川区と小樽市の間では、市民後見の形態が全然違っている。小樽市では社協の法人後見という形でやっておりますけれども、この方法を選択した事情というのは、どうであったのか、今後、函館で市民後見を進めていく上で、参考になるのではと思っているが、その辺はどうでしょうか?

(黒田主査)

・その詳しい部分まで聞いていなかった。ただ、今のセンターの考えとしては、市民後見人の個人受任というのは考えていないという話はあった。

(平井委員)

・補足すると、率直にいうとその議論をもっとよくしておけば良かったという意見は

あった。市民後見人の今やっている人の中で、もっと個人として独立して活動したい、あるいは、できると思っていた方もいるみたいで、ただ、今のセンターの方からみてそう思っている人が本当にできるのか、という不安もあるという感じだったので、結果的に今のあり方が良かったのかどうかと言うところは、小樽の場合は見切り発車という感じですね。議論しながら、同時に走り出し、色々動いて、予算とかも後から継ぎ足したりしながら、動いていったと言うことだったので、今の品川型と小樽の補助人型とどちらがいいのか、という議論は、必ずしも、託されないうちに、どんどん動いていったと、おっしゃっていた。

## (2) 「市民後見人養成に向けた検討事項について」

(成澤課長) (資料P.4のとおり説明)

(湯浅委員)

・市民後見像に係わる部分だが、ボランティアでもなく、職業でもないというが、大きな責任が伴うことであると思う。財産管理や身上監護をしたり、かなりの責任を負いながら、軽い部分は市民後見人に、というイメージなのかもしれないが、そこをがっちりみていく法人に関しては、具体的にイメージがあるのか、今後次年度に向け、作り上げていく構想なのか、教えて欲しい。

(成澤課長)

・まだ、この場で決められないが、各地の状況を見ると、社協が法人後見ということで、あるいは、後見センターで担っているところが非常に多い、と思っているので、そこをセットで考えると、非常にやりやすいかな、と思っている。

法人後見だけをとらえると、品川区の事例を紹介したように、区内にある市民によるNPO法人や職能団体による医療法人であったり、そういうところがあるが、後見センターとセットで考えると、全国的な様子を見ると社協が、想定されるか、と思っている。

(湯浅委員)

・意見だが、私社協の評議員もしていて、昨日評議員会に出席してきた。今日は、函館市の地域福祉実践計画の委員会もあった。その中の議論で、かなり財政的に厳しいと、事業そのものも見直しをしていかなければ、昨日の話では、危機的な状況にあるという話が出ていた。その辺も含めて、しっかりと確認して作業を進めていかないと、形だけは何とか作った、中身がちょっと・・・というような形にはならないと思う。

親亡き後、心配という、本当に任せられるのか、という声もあったので、それも含めて十分議論しながら、進めていければ、と思う。

(成澤課長)

・そのとおり。今日は市民後見人像が中心になる議論と考えているので、次回以降、また、新年度にかけても、この検討委員会で後見センターのあり方が、議論されると思っていたので、これからもよろしく願います。

(尾形委員)

・研修対象者の要件の中で、要介護、要支援の認定者は対象者でないことになるのか。

これは、選挙権の問題にも似てましてね、これだと引っかけられないか。

大体常識的に考えると、要介護・要支援の方は無理ですね、ですから、あまり制限条項を書いてしまうと指摘をされる可能性があるのかな、と思うので、一般に門戸を広げた方がいいのではないかな。

(平井副委員長)

・市民後見人像の議論で、私個人の意見ですが、正直社協は、社協自体が法人として受ける場合であれ、市民後見人が個人で後見人となって、それを監督人として支えるパターンであれ、どちらにしても、相応の事務負担とエネルギーと人材と予算と、それなりにいるだろう、と思う。財政的な負担はどちらでもあると考えたときに、どちらの制度がいいのかと考えると、市民後見人が個人として受けることを想定するべきではないかなと思う。

現状の小樽の方は、どちらかというとな務的なことを中心にしているという点で、そうするとモチベーションがどこまであがっていくのかな、と。長いスパンで支えていく中で、モチベーションが上がりにくい方を選択したときに、後見て、今の制度上、家裁もそうですが、毎年件数が増えてくる。少ないうちはいいが、件数が増えてきたときに、市民後見人個人の責任は重たいわけだが、責任をしょってやっていると一生懸命がんばってくれれば、期待ができる中で、社協自体が後見人として重たい責任を一義的に背負う立場になると、それが累積していったときに、どうしても社協の事務局体制を増やしていかないと追いつかなくなっていくということが想定される。

このことから、いくらそれを市民後見人が補助人として支えていても、事務局の負担が重くなるということを考えると、制度の理想を考えても、実際の事務負担を考えても、どちらの面から考えても、市民後見人自体が、個人としてやる、それで、社協が後見監督人として支えていくというスタイルが、個人的には、いいのかな、と思う。

ただ、個人としてがんばってもらうので、立ち上げに関して相当のバックアップが必要なのは間違いないので、そういう意味では、少数精鋭の方が滑り出しとしては、いいのではと思う。

(尾形委員)

・市民後見人像だが、市民の目線、見方を大事にして、専門職の後見人でない係わりをしていくことが大事だと思う。専門職が悪いのでない、専門職の限界があるので、一般市民として、市民の目線が大事だと思う。できるだけ、身近な方を後見していくみたいな形が望ましいのかな、と思う。

一般的に考えると、難しいケース例えば、紛争性があるとか、身内でトラブルがあるとか、あるいは、たくさんお金を持っているとか、そういう方は最初から除外されるだろう。比較的、係わりやすい方を対象にした後見人として、市民後見人が登場して、専門職は大体月1回程度の訪問が義務づけられているが、そういう方は近くであれば週1回でもいいのかな、と。そういう係わりの良さをいかしていく、そういう市民後見人さんを養成していくことが、必要なのかな、と思う。

私は、法人後見は、あまり、イメージがわからないのですが、確かに平井委員が言ったように法人後見で、件数がどんどん増えていくとそのスタッフはかなり大変な思いをすることはわかるので、一つのかたちとしては、後見センターをつくるということであれば、例えば、それを社協に担ってもらいながら、市民後見人は個人で受ける、その受け

たときに、バックアップを後見センターで行う、あるいは、かたちとしては、複数で市民後見人と専門職で受けて、慣れてきたら、専門職がひくとか、いろんなやり方があると思う。そういうことで、最初から個人後見ということでもなく、リレー方式みたいなものを考えてもいいのかな。

一番は、函館に適した形を考える。最初から、最後まで、市民後見人が一人でやっていく方法もあるが、かなりリスクが伴うし、受任してみて、大変になるというケースも結構あるので、最初は見えないが、そういうケースもあるので、家裁に相談して、変更もできないわけではないですから、そういうことも含めて、いろんな可能性を探っていたらよいのではないかな。

私としては、個人で受けて、後見センターがバックアップをして、連携をもちながらやっていく。それと、報酬の問題ですが、ある人はたくさんもらい、ある人はもらわない、その辺も整理が必要であると思う。

(岩崎委員長)

・オブザーバーからの意見をよろしくお願ひいたします。

(岡訟廷管理官)

・今、貴重な意見を承り、裁判所の意見というわけではなくて、私の感想として、市民後見人の後見人像というのが一番大事かなと思う。それは、これからの議論になると思うが、裁判所としては、実務をやっていて、いろんな被後見人のケースがあって、そのケースに応じて、親族後見人、専門家、あるいは、親族後見人に専門家をつけたり、いろんなケースに対応するようなことを、できる範囲で、後見業務を進めている。今後市民後見人の皆さんを後見人にする場合、どういうケースに市民後見人をつけるのがいいのか、という判断ですね。それを考える上で市民後見人の皆さんが、こういうことができます、あるいは、こういうことはできません、こういうことはできないけど、これは、こういう形でバックアップします、とか、どういうケースの場合にねらうのがいいのか、ということを経験所としても、わからないとなかなかお願ひしますとなるのが、難しいのかな、と思う。おそらく、今後いろんな議論をされて、私の方ではこれがいいとは言えないが、いろんな市民後見人像が、地域でやっている中で、いろんな市民後見人が出てきました、どれが、いいのか、悪いのか、実際その理念としては、絵に描いてあるとおりあるんですが、後見業務というと実際具体的な話になってきますので、具体的にこういうことが求められる、または、これに応じられる、そういうことを踏まえて、議論して頂くのがいいかな、と思う。

今後も裁判所としても、協力できることはしていきたい。

(多田委員)

・旧四町村を含めて、民生児童委員710名登録している。市民の相談役として日々活動している。連合会事務局に今日の委員会のことを話した。そのときに、小樽市で、いち早く市民後見人制度に取り組んでいると言うことを函館市の民生児童委員連合会としまして、会長、副会長の中から、何人になるか分かりません、日時もまだ、未定ですが、小樽市の連合会と交流、研修させていただき、我々民生委員がどのような形でこの後見制度にサポートできるか、ということで勉強させて頂くことになっているので、報告します。



(3) 「今後の予定について」

(成澤課長) (資料P.5のとおり説明)

(平井副委員長)

- ・26年度の第1回目はいつ頃を予定しているか。

(成澤課長)

・まだ、時期未定であるが、この検討委員会は、国の補助事業を活用しているのので、国の採択のタイミングを待ってと考えている。時期が決まったら、早めにお知らせをする。

(4) 「その他」

(成澤課長) (資料P.5のとおり説明)

- ・認知症の高齢者に関して、専門的に接しているグループホームの関係者に有益な話をいただけるのではと考えて、次回委員会から、南北海道グループホーム協会に声をかけて、オブザーバー的に出席できないかどうか、声をかけている。

4 閉会